

新公立病院改革プラン 及び
公的医療機関等2025プラン
について

① 新公立病院改革プラン (平成27～28年度)

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき公立病院に対して、「新公立病院改革プラン」の策定を要請。

内容

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

再編・ネットワーク化

- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定

経営形態の見直し

- ・地方独立行政法人化等を推進

本県の対象病院

高知県立あき総合病院、高知医療センター、土佐市民病院、嶺北中央病院、仁淀病院、高北病院、梶原病院、四万十市立市民病院、高知県立幡多けんみん病院、大月病院

② 公的医療機関等2025プラン (平成29年度)

- **公的医療機関**(共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合、地域医療機能推進機構、国立病院機構及び労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院 ※新公立病院改革プランの策定対象となっている公立病院は除く。)について、**地域における今後の方向性について記載した「公的医療機関等2025プラン」を作成し、策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論するよう要請。**

本県の策定対象病院

J A高知病院、高知赤十字病院、高知西病院、国立高知病院、近森病院、高知大学医学部付属病院

記載事項

【基本情報】

- ・医療機関名、開設主体、所在地 等

【具体的な計画】

- ・**当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項**
(例) ・4機能ごとの病床のあり方について
・診療科の見直しについて 等

【現状と課題】

- ・構想区域の現状と課題
・当該医療機関の現状と課題 等

- ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
(例) ・病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
・紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目、人件費率等、経営に関する項目 等

【今後の方針】

- ・**当該医療機関が今後地域において担うべき役割** 等

③ 地域医療構想調整会議でのプランの協議について

平成30年2月7日 厚生労働省医療計画課長通知 より

(※課長通知 抜粋)

(1) 地域医療構想調整会議の協議事項

ア. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

(ア) 公立病院(新公立病院改革プラン)に関すること

病院事業を設置する地方公共団体は、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知)を参考に、公立病院について、病院ごとに「新公立病院改革プラン」を策定した上で、**地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、平成37(2025)年に向けた具体的対応方針を協議すること。**

協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに平成37(2025)年に向けた具体的対応方針を決定すること。 (次ページへ継続)

また、具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

この際、公立病院については、

- ① 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ② 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

などの役割が期待されていることに留意し、

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお①～④の医療を公立病院において提供することが必要であるかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(イ) 公的医療機関等2025プラン対象医療機関に関すること

公的医療機関等2025プラン対象医療機関は、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について(依頼)」に基づき、公的医療機関等2025プランを策定した上で、**地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に平成37(2025)年に向けた具体的対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに平成37(2025)年に向けた具体的対応方針を決定すること。**

また、具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。この際、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

< 参考 第7期保健医療計画におけるプラン作成医療機関の機能 >

病院名	がん		脳卒中		急性心臓病	慢性心臓病	精神疾患	小児救急医療	循環器医療	救急医療	災害医療	災害時の医療	その他医療				
	がん診療連携拠点病院	がん診療連携推進病院	脳卒中センター	脳卒中連携病院	急性心臓病診療センター	慢性心臓病診療センター	精神科診療	休日夜間小児救急医療	二次周産期医療	三次周産期医療	救急告示病院	救急医療センター	救急医療センター	災害拠点病院	救急病院	その他医療拠点病院	地域医療連携病院
高知県立あき総合病院							○	○	○	○	◎		○			○	
高知赤十字病院	○		○	○	○			◎	○	○		○		○			○
独立行政法人国立病院機構 高知病院		○						◎	○	○				○		○	
独立行政法人地域医療機能推進機構 高知西病院															○		
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	○		○	○	○	○	○	◎	○	○		○	○	○		○	○
高知大学医学部附属病院	○		○		○			◎	○	○				○		○	
JA高知病院			○					◎	○								
土佐市立土佐市民病院				○						○					○		
本山町立国民健康保険北中央病院				○						○					○	○	
いの町立国民健康保険仁淀病院										○				○	○		
佐川町立高北国民健康保険病院										○					○		
構原町立国民健康保険構原病院				○						○	◎				○	○	
四万十市国民健康保険 四万十市立市民病院				○							◎				○		
高知県立幡多けんみん病院	○		○	○	○			○	○	○	◎		○		○	○	
大月町立国民健康保険大月病院										○	◎			○	○		